

令和6年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議次第

日時 令和6年3月28日(木)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 議案第12号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第13号 かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

【追加議題】

 - (3) 議案第14号 かすみがうら市教育委員会の公民館長及び図書館千代田分館の職員について
 - (4) 議案第15号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について
- 5 その他
 - (1) かすみがうら市教育情報セキュリティポリシーの策定について
 - (2) その他
- 6 閉会

令和6年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議録

1 開催日時 令和6年3月28日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 9時45分

2 開催場所 あじさい館 研修室2

3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 中島和彦
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	坂本重男
学校教育課長	仲澤 勤
生涯学習課長	齋藤 明
スポーツ振興課長	由波大樹
教育指導室長	坂本篤也
歴史博物館長	千葉隆司
霞ヶ浦中地区公民館長	佐藤 敦
千代田義務教育学校地区公民館長兼下稲吉中地区公民館長	山口由晃
図書館長	鈴木教男
学校教育課 課長補佐	中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当	永谷 恵(書記)

6 議題

- (1) 議案第12号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第13号 かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

【追加議題】

- (3) 議案第14号 かすみがうら市教育委員会の公民館長及び図書館千代田分館の職員について
- (4) 議案第15号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

7 その他

- (1) かすみがうら市教育情報セキュリティポリシーの策定について
- (2) その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願ひいたします。
- 教育長** おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成
立いたします。
これより、令和6年かすみがうら市教育委員会3月定例会を開催いたし
ます。
最初に、事前に送付いたしました2月定例会及び3月臨時会の会議録に
ついて、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせて
いただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき3～4月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願ひいたし
ます。

(「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。
それでは議事に入る前に、令和6年かすみがうら市議会第1回定例会に
おいて、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容につ
いて教育部長より、報告をお願ひいたします。
- 教育部長** 令和6年かすみがうら市議会第1回定例会における一般質問及び答弁
内容について、ご報告いたします。
まず会期は、2月29日から3月19日までの20日間でした。
次に、本会議の状況でございます。発言通告の状況は、全体で8名の議
員であり、その内教育行政に係る発言通告が2名の議員からありました。
通告者及び質問主題につきましては、石澤正広議員の、「自治体DX(デ
ジタルトランスフォーメーション)化について」と、井出有史議員の「特
別支援教育の環境整備について」の2項目でございました。

質問及び答弁の要旨でございますが、答弁要旨については、ほぼ原文を記載しております。主な点について報告いたします。

まず、アの石澤正広議員からの質問では、再質問として、「電子図書館のオンライン申請への移行にあたってのビジョンや計画を伺う。」との質問です。

電子図書館については、令和5年1月よりサービスを開始し、令和5年6月に市内学校の児童生徒を対象に、電子書籍を利用できるよう対応しており、11,005人が登録されておりますが、オンラインでの利用申請については、まだ整備できていないため、窓口申請でお願いしていること。県内の状況は、電子図書館を導入している18市村のうち2市村が電子申請で対応しており、利便性を考慮すると、要件確認事項等の課題はありますが、今後オンラインで電子書籍の利用者登録が完結できるよう取組みを進め、より一層の利用促進を図っていきたいと考えている旨を答弁いたしました。なお、市内在住者に関するにつきましては、4月1日から電子申請での受付を開始するよう、準備を進めております。

次に、イの井出有史議員からは、4点の質問要旨があり、教育長が答弁いたしました。

1点目は、「特別な支援を必要とする児童生徒数の推移について伺う」との質問です。

答弁としては、全国の特別支援学級の児童生徒数は、年々増えており、また、通級による指導を受ける児童生徒数も同様に増加傾向であること。

本市での特別支援学級の児童生徒の推移は、令和元年度174人から令和5年度250人と国の傾向と同様であり、また、支援学級に在籍しておらず通常学級で支援が必要な児童生徒も、令和元年度58人から令和5年度155人とわずか5年で2.7倍に増えている旨答弁しております。

2点目は、「学校支援員の配置状況と評価について伺う。」との質問に対し、令和5年度の配慮が必要な児童生徒405人に対して28人を配置し、26人が小学校と前期課程への配置となっていること。支援員対象者の考え方は、学校生活上の自立や、集団参加が困難と認められる児童生徒としており、支援員の配置については、学校長や特別支援担当者の意見を聞いたり、児童生徒の現状を把握したりして、適正な配置に努めていること。今後も、より適切な配置を行い、充実した支援が行えるように学校と連携を図り進めていく旨を答弁しております。

3点目は、「教職員の働き方改革の観点からみた学校支援員配置の効果について伺う。」との質問に対し、文部科学省では、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めており、また、中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」での提言では、教師以外の対応の担い手となる支援スタッフについて配置の拡充を図っていくべきではないかと示され、支援スタッフの活用について例示されたこと。本市では、学校支援員を配置し、行動面に困難さのある児童生徒に対して、個別に学習活動の見通しの確認を行うなどしており、担任教員一人では対応が難しい個別的な支援が可能となるなど、教師が授業に集中できるようになることで、効果的な教育活動ができていく旨を答弁しております。

4点目は、「障害者差別解消法の合理的配慮の提供が民間事業者も義務化されるにあたり、改めて、本市公立学校における合理的配慮の認識とこれまでの取組みについて伺う。」との質問です。

答弁としては、近年、障害のある児童生徒の教育ニーズは多様化し、合理的配慮の重要性がますます高まっており、中央教育審議会の資料では、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付け、また、

障害のある児童生徒等に対する教育を行う場合の「合理的配慮」として、「教員、支援員の確保」があげられていること。合理的配慮は、一人ひとりのニーズに合わせて提供する必要がある、学習面の合理的配慮の例として、デジター教科書を利用し、音声教材や拡大文字の教材を使用していることなど、合理的配慮の事例を説明しております。また、市の学校教育指導方針の柱として特別支援教育の推進を明示し、各校では「通常学級における配慮が必要な児童生徒への指導・支援の充実」を努力事項とし取り組むとともに、教職員の研修や学校間の情報共有などを支援しており、具体的には、専門家を招聘して実践的な研修を実施し、土浦特別支援学校地域相談センターのコーディネーターによる巡回訪問などの支援事業を推進し、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備している旨を答弁しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。説明は、以上です。

教 育 長

ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長

それでは、特に無いようですので、議事に入ります。
議案第12号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長

それでは、説明させていただきます。
資料3ページ、議案第12号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」でございます。こちらにつきまして別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。
改正の内容は4ページをご覧ください。規則の第4条のあとに、第4条の2を追加するものでございます。

学校教育法施行規則第79条の9第1項及び第2項の規定により、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を、表のとおり定めるものです。中学校併設型小学校として霞ヶ浦南小学校と霞ヶ浦北小学校、そちらに対応する小学校併設型中学校として霞ヶ浦中学校を、また中学校併設型小学校として下稲吉小学校と下稲吉東小学校、そちらに対応する小学校併設型中学校として下稲吉中学校を、それぞれ定めるものです。こちらにつきましては、令和4年度から小中一貫教育を実施しているところでございますが、例規の整合性を取るために改正するものとなっております。

変更点といたしましては、これまでは各々グランドデザインとして学校ごとの方針を定めていたのですが、今後は各学校の教育課程の編成にあたって、学校区ごとに協議の場をもって教育課程を作成することとなります。小学校と中学校が相互に協議した内容で、一貫した教育課程を編成していくようになります。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員

教育課程の編成はとても重要な部分だと思います。千代田義務教育学校での先行事例もありますので、そちらも活用いただき、霞ヶ浦中学校区、下稲吉中学校区の小中連携が上手くいくよう、お願いしたいと思います。千代田義務教育学校と同じにはなりません、教育課程の編成にあたって、しっかり小学校と中学校で連携していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

学 校 教 育 課 長

そうですね、千代田義務教育学校については校長先生が1人ですので方向が完全に定まるのですが、他の中学校区の小中学校は校長先生が3名いらっしゃいますので、各々の考えもあると思います。お互いに協議の場をもつことにより、同じ方向性、同じグランドデザインに向けて進められるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教 育 長

その他はいかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

それでは質疑が無いようですので、議案第12号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号「かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長

それでは、説明させていただきます。
資料6ページ、議案第13号「かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」でございます。こちらにつきまして、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。
こちらにつきましては、市長の施政方針の中にもあったのですが、多子世帯の経済的負担を軽減するために、市立学校に子どもが2人以上在籍する家庭について、2人目以降の給食費を無償化する、ということを決める内容となっております。
改正文については7ページのとおりでございます。規則第4条の第1項に月額、第2項に日額を定めているのですが、そちらに第3項として次の1項を加えます。「前2項の規定にかかわらず、市立学校に在籍する同一保護者の児童等のうち最年長のものから数え2人目以降の児童等の学校給食費の額は、0円とする。」という内容を追加いたします。
施行期日は令和6年4月1日となっております。
説明については以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 それでは質疑が無いようですので、議案第13号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。
以上で本日本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題2件を追加したいとの申し出があります。
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。追加議題について、配布願います。

(資料配布)

教 育 長 それでは、議案に入る前にお諮りいたします。
議案第14号及び議案第15号は、教育委員会事務局の人事に関する内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号及び議案第15号は『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第14号 かすみがうら市教育委員会の公民館長及び図書館千代田分館の職員について
議案第15号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

----- [以下、公開] -----

教 育 長 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づ

き説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

学校教育課長 それではわたしの方から1件報告させていただきます。
事前にお送りしております資料のとおり、かすみがうら市教育情報セキュリティポリシーを定めさせていただきました。

市教育委員会のシステム等で取り扱う情報には、児童生徒の個人情報のみならず、学校運営上重要な情報が多数含まれています。これらの情報に改ざん、破壊、漏えいなどの事故が生じた場合、どういった対応をするのか定めておくものとなります。

かすみがうら市の「情報セキュリティポリシー」を共通の基本方針として、教育部門の専門的な内容を加えたものを、「かすみがうら市教育情報セキュリティポリシー」として策定しました。イメージとしまして、資料②のガイドラインの4ページにあるような構成となっております。市のセキュリティポリシーを基本方針としまして、学校を対象としたガイドラインをプラスしたものを教育情報セキュリティポリシーとしております。またその下に実施手順としまして、緊急時のトラブルの対策として「緊急時対応手順書」を併せて定めています。

詳細は、資料①から③となっておりますので、ご確認いただければと思います。

教 育 長 ただ今の説明について、何か質問がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 それでは、その他、ご報告又はご質問がありましたらお願いします。

坂 本 委 員 よろしいでしょうか。

最初の一般質問の答弁内容に戻ってしまいますが、3ページの下に、4月から施行される障害者差別解消法の合理的配慮についての、井出議員か

らのご質問があります。この法律は全体に関わる内容ですので、学校教育だけのことではないと思いますが、民間事業者とどのように情報を共有していくかについて、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

民間事業者もこの法律が適用されることになるのですが、例えば学校教育においては児童生徒が主な対象者になると思います。児童生徒が関わる民間事業者には学習塾等あると思いますが、そういった所だけではなく、支援が必要な子が通う放課後デイサービスや放課後児童クラブ等もあるかと思います。そういった場所と、学校が配慮しているお子さんについての連携というものが、必要になってくるかと思います。そのあたりに具体的なものがございましたら、教えて頂きたいと思います。

教育指導室長

放課後デイサービスや児童クラブとの合理的配慮の連携については、まだ検討されていなかったところだと思いますので、今後検討していきたいと思っています。申し訳ありません。

坂本委員

わかりました、ありがとうございます。

教育長

次回までにある程度お答えできるよう、調整いただいでよろしいでしょうか。

教育指導室長

はい、わかりました。

教育長

特別支援教育に係る問題は重要なことですので、さらに深めていきたいと思っています。
それでは、その他になにかございますか。

(「特になし」の声あり)

教育長

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会4月定例会は、令和6年4月24日(水曜日)午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会3月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事務局

起立、礼。

閉会 午前9時45分

- 10 議決事項
- 議案第12号について可決
 - 議案第13号について可決
 - 議案第14号について可決
 - 議案第15号について可決